

## ≡ 論 説 ≡

### 柳田国男著『都市と農村』の農業政策論

藤 井 隆 至

#### 第1節 はじめに

第1次大戦後に急増した小作争議にたいして、政府は自作農創設補助規則を1926（大正15）年に制定し、小作農を自作農化することでこれに応えようとした。1920年代の工業化の進展のなかで、都市の勤労者と農村の小作農との生活格差はいっそう顕著になり、格差是正をもとめる小作農の要求が、小作争議の形をとって発現したのである。争議は小作農と地主のあいだで争われ、小作料の減額や耕作権の確立などが主たる争点となった。また、工業化の進展は、雇用機会を増加させたことで農村の過剰人口を吸収し、小作料をさげる方向に作用した。小作料の低減は地主にとっては土地所有による収益性の低下を意味するから、大地主層はむしろ有価証券投資などに魅力を感じ、農地を売却する傾向をみせはじめた。こうした動向をふまえて、政府は自作農の創出にむけた政策を採用するようになる。

柳田国男が1929（昭和4）年に『都市と農村』を発表したのは、まさにこうした政治経済面での状況下であった。書名にある「都市と農村」は、「都市」と「農村」はいかなる関係をもつべきかという同書の主題を示している。ただし彼のいう「都市」は東京や大阪などの“大都市”をさし、地方に数多く存する“小都市”は「農村」のなかに含めている。日本の近代化の過程で“大都市”はおおきく成長したけれども、“農村”と“小都市”の成長は相対的に低かった。前稿で解明したとおり<sup>(1)</sup>、彼はその原因のひとつを一極集中化の進展にもとめている。一極集中化の過程でそれぞれの地域は経済的な自立性をうしない、そのことが地域経済の相対的な後退を招いたと考えたのである。

「農村」の相対的な後退は、一極集中化だけではなく、農業経営の零細性や地租改正によってもたらされた。市場経済の展開は「大農」経営を解体したが、その結果として形成されたのは、経営としては自立できない零細な「小農」経営であった。また明治初年の税制改革は、結果として、土地所有による収益をもとめる寄生地主の広汎な形成を許し、小作料の負担義務をおう農民が増加した。『都市と農村』の彼は、農民が貧しくなったのはなぜなのかという観点で、日本農民史を経済構造と関連させて分析している。

しかし同書は、農民の貧困についての経済史的な分析だけではなく、農民生活の向上をはかろうとする政策論の部分をも含んでおり、小稿が研究対象とするのは、その農業政策論の部分である。以下であきらかにするとおり、政府が推進していた自作農創設維持政策とのつよい緊

張関係が同書の基調をなしている。

それだけではなく、同書を理解するうえで考慮に入れるべきもう一つの観点は、1900年代の農業政策論、具体的には『農政学』（1902年）や『農業政策』（1910年）との異同である。『都市と農村』を祖上にのせた天艸一典は、同書と農政学について、かつてつぎのような指摘をおこなったことがある。

そこ〔『都市と農村』〕にみられたのは、農政学から民俗学への転換というよりも、柳田の民俗学には、農政学からの発展、継承というべき性格が強いということである。政治的な制度や経済機構から信仰や説話へとその対象は変わっても、それらを通じて人々の心の世界を明らかにしてゆくという主題、そしてそのこと即ち学問、そのみが世を救うのだという思想、ここに何ら転換と呼ぶべき事態はなかったというべきであろう。<sup>(2)</sup>

小稿の主題に即して氏の議論を整理しなおせば、上述の引用文は、『都市と農村』と彼の郷土研究、『都市と農村』と『農政学』のあいだには矛盾した論点が存しないという主張となる。私見によれば、氏の主張はまったく卓見であって、柳田国男の思想を理解するうえでの重要な指針となっている。小稿では、基本的には天艸説を継承しつつ、『都市と農村』の農業政策論を腑分けして、氏の説への内部批判をもまじえながら、同書がもつ経済思想史上の意義をあきらかにしたい。

(1) 拙稿「柳田国男の『経済史』研究——『都市と農村』（1929年）の日本農民史分析」、『新潟大学経済論集』第55・56合併号、1994年、所収。

(2) 天艸一典「柳田国男 農政学から民俗学への展開（続）」、『季刊 日本思想史』第25号、ペリカン社、1985年7月、所収。

## 第2節 政策(1)——地域主義

明治以降に地域間格差が拡大し、「農村」および「小都市」の「衰微」感が強くなった歴史過程を分析して、柳田国男は、上述のとおり、一極集中の進行、零細経営の形成、地租改正の帰結の3点に原因をもとめていた。したがってその分析から導きだされる政策は、(1)租税政策、(2)構造政策、(3)交通政策の3つとなる。租税政策によって地租改正がもたらした帰結を是正して寄生地主制を実質的に消滅させ、構造政策を実施することで経営の規模拡大をはかり、これに網の目状の交通網を構築する交通政策を追加することによって日本経済の構造を変革し、人口問題を解消しつつ、かつ地域経済の自立性を高めようとする代替策である。そして、その経済政策を実行に移すべき政策主体として、彼は、国家ではなく、農民組合を想定していた。<sup>(4)</sup> そのことから農民政策もまた、柳田の社会政策論では重要な位置を占めることになる。これら

4つの政策は、地域の活力をふたたび回復したいとする関心からの政策案であり、地域主義の思想として総括することができる。柳田のいう「経済自治」(⑩367)の回復である。

そのさい、『都市と農村』での政策論を理解するうえで事前に参照しておくべき文献に、今西一の「石黒農政の成立」がある。この論文のなかで今西は、「柳田農政学の主張を、最も正確に受け継ぎ実践した人物が石黒忠篤」であると総括して柳田と石黒との思想的な系譜関係を強調し、「小作料の低額・金納化、自作農の創設」という主張をもっていたという自作農主義の思想家として柳田国男を描いている<sup>(1)</sup>。しかし氏の評価にもかかわらず、柳田は随所で政府の自作農化政策を批判しているのであって、さしあたりここでは、自作農創設維持政策をさして「日本の細小農の未来を薄墨色をもって彩る」「振興案」(⑩343)と評していたことを紹介するにとどめておく。政府の政策に満足していないとすれば、彼はどのような内容をもつ代替策を提起するのであろうか。まずは租税政策から。

(1)租税政策は、税制改革によって所得を再配分しようとする政策案である。その案は、「土地の増価の少なくとも大部分が、耕作しているあいだは耕作者の利益に帰して、罷めたら持って退くことのできぬようにしておければ、それではじめて小作人の紛争はなくなる」(⑩359)という文章のうちに集約される。彼の租税政策論は、小作料(地代)への100%課税と地租の町村委譲という2つの契機から構成されている。彼は小作料への課税も地租のうちに含めており、地方財政の窮迫を打開するための政治的争点となっていた地租委譲論を<sup>(2)</sup>、彼は小作料への100%課税と組み合わせることによって、もともとは中小地主の保護をも意図していた地租委譲論を、彼の求める方向へ換骨奪胎しようとしたのであった。

寄生地主が土地を集積した原因は、前稿で指摘したように、「土地の増価」すなわち米価と地租との差額が大きく、その差額を地主が小作料として収取できる点にあったから、国家がその小作料に100%の税を課して全額を租税として収納してしまえば、地主は土地を所有することの意味をうしなってしまう<sup>(3)</sup>。江戸時代に領主が全剰余を年貢として収奪したのと同じ考え方である。しかしその小作料を国家が収納したままでは、寄生地主に打撃をあたえることはできても、小作農の貧困という現状を変えることはできない。

そこで彼が提案するのは、この新しい地租を町村税とすることであった。地租は国税であるけれども、町村税にするように制度をかえれば、税金は町村のもとに収納される。それを町村は、じっさいの生産者を確認したうえで、生産者である小作農に小作料相当額を全額再配分するのである。こうすれば小作農は、自作農と同等の“収入”を得ることができるようになる。もしその小作農が農業をやめていれば、その額は市町村にとどめおく。地租の納入者は土地の所有者であるが、この方策をとれば、土地所有権に抵触することなく、その所有権を骨抜きにすることができる。さらに、小作料を全額納付させれば、地価は零もしくは極小にまで下落するはずであるから、小作農が自作農化することも容易になる。

要するに彼の租税政策論は、「土地を農業を営む者でなければ、ただ持っていては何の役にもたたぬようにしてしま[う]」(⑩359)方策で、税制改革によって寄生地主の消滅をはかる

政策となっている<sup>(4)</sup>。

(2)構造政策は、農業経営の規模拡大、具体的には耕地面積を増大することで自立経営を育成しようとする政策である。“利益＝収益－費用”という定義式からすれば、自作農化は小作料負担を解消して費用軽減に寄与するけれども、収益を増加させるわけではない。これにたいして柳田は、規模拡大によって収益を増加し、自作農化による費用軽減ともあいまって、利益を増大することで経営として自立することを求めている。その意味で彼の構造政策論は、自立経営主義に立脚している。

前稿での分析にしたがえば、小作問題の根本原因は農村での人口過剰にあった。総耕地面積はほぼ不変であるから、一戸あたりの規模を拡大するためには、離農を積極的に推進していくことが要請される<sup>(5)</sup>。「大都市」（および海外）に職場をもとめて離農することはもちろんその一助となるが、柳田の提起する方策は、むしろ地域内での人口吸収力を高めることであった。地域内での商工業を盛んにし、そこでの雇用機会が増加すれば、離農がふえて農村過剰人口が消滅し、かつ地域経済の活性化に貢献できる。具体的には「小都市」の振興であり、「農村」での商工業の育成である。「国内人口の今日の状況においては、よく整頓した都市ならばもっとたくさんあってもよい。否すすんで農村人の手をもってさらにその建設を企てなければならぬ」(16283)。各地域での商工業の発展は、農業での自立経営の育成と連結する。「大都市」に商工業、「農村」に農業という既存の産業配置は根本的に変革しなければならない。

したがって本稿にいう構造政策は、農業構造の改革（規模拡大）にとどまることなく、日本経済の構造改革をも視野に入れた構造政策となっている。彼のいう「市場組織の改良」(16384)であり、一極集中の経済構造から、柳田のいう「地方分権」(16384)的な経済構造への転換である。

(3)交通政策は、「短距離各地方間の交通を盛んにする」(16382)という表現につきている。一極集中的な交通網の形成が「農村」と「小都市」の結びつきを分断し、その相対的衰退を招いたのであるから、地域内での商工業を発展させ自立経営を育てていくためには、「農村」と「小都市」のあいだを結ぶ交通網をつくりあげていくことが不可欠となる。流通経路を短くできれば「中間業者」も省略でき、流通経費も削減できる。地域内での商品交換が活発化することで消費者はより安価に商品を手入れでき、かつ生産者の利益は増加する。地域の相対的自立性は、彼が「対等交通」(16384)とよぶ網の目状の交通網を構築することで促進される。「今後確実なる対等交通が、全国都市間になりたつようになれば、その利益はさらに各都市周囲の農村部におよんで、それぞれ独立してもっとも適切なる生産計画をたて、これにもとづいて追い追いは、農地の収容しえざりし労力を有意義なる余裕として都市のために働かせ」(16384)ることができるのであった<sup>(6)</sup>。

(1) 今西一「石黒農政の成立」、後藤靖編『日本帝国主義の経済政策』柏書房、1991年、280頁、286頁。ただし氏のいう「柳田農政学」は1900年代のそれである。しかし1920年代にあっても柳田の見

解に変更があったとは指摘しておらず、柳田国男の思想を自作農主義と規定する評価に変化はないと考えられる。

- (2) 昭和恐慌下の地租委譲論については、たとえば『昭和財政史』第1巻、東洋経済新報社、1965年、第1章第3節、を参照されたい。
- (3) この考え方は、小宮隆太郎のいう「保有税」に相当する。「保有税」とは、小宮によれば、固定資産税のように「保有期間中毎期毎期経常に課される税金」であるが、これを課すことによって、「地価はちょうど課税負担に対応するだけ低下する。課税が前方転嫁されることはなく、課税時の土地所有者によって100%負担される」という。小宮『現代日本経済研究』東京大学出版会、1975年、259-60頁。氏の説をふまえれば、小作料への100%課税は全額を地主が負担することになる。
- (4) この租税政策案は、金融上の援助をおこなうことで農民に土地を購入させようとする政府の自作農化政策への批判となっている。「自作農の創設は小作争議とは関係なしに、私はこれを必要と認めている。ただし現在の政府案は、評価法に未来の変化を参酌してない点と、その第2次の財産化を防止する手段が講じてないことと、局外にある国民の負担がたまたまぬことと、この3つの理由から同意しがたい」(⑩378)と彼は記している。
- (5) 彼は積極的な離農推進論者であった。過度に弱体な経営に農民がしがみつ়くことは、本人にとっても社会にとっても不利益でしかなく、離農して他の職業につくなり、あるいは農業を続けるならば、国内外の未墾地に植民する方が好ましいと考えていた。「将来は計画をたてておいおいに農場の剪定ということを断行しなければならぬ」(⑩378-9)として、過度に零細な経営は「剪定」すべきだと主張している。
- (6) 周知のとおり、原敬内閣は広範囲にわたる鉄道敷設を実行した。柳田が「このごろ漸く地方連絡の声が高くはなったが、それとても一方の端では、ただ東京への近路として珍重している」(⑩282)と書いているのは、この鉄道政策を揶揄した文章としても読むことができる。彼は「田舎だけは、なんといってもまだ元の交通の道敷がのこっている」と記して、旧街道を「新しい結合に利用」するよう期待していた(同上)。

### 第3節 政策(2)——農民組合

地域主義的な経済政策を実行に移すにあたって、柳田が政策主体として期待したのは農民組合であった。「利己的ならざる産業組合の拡張、良心に忠なる農民組合の改造、その他現存組合のいずれか一つの努力によって、まだ農村の希望はいくらでも成長する」(⑩360)。農民の貧困を克服するのは農民自身であり、産業組合や農民組合に結集することで農民の力は強くなる。「組合主義」(⑩378)という表現を用いた箇所もある。

とはいえ、既存の組合に満足していたわけではなく、彼はその抜本的な再編成を求めている。組合にたいする批判は、「産業組合の個人主義」(⑩349)や「農民組合の個人主義」(⑩351)とあるように、「個人主義」に集中している。ここにいう「個人主義」は、「近似の境遇にある

者だけを糾合」(⑩350)することをさす。産業組合は「僅少の篤志者」を組合員として「極貧の者を除外」したし(⑩349-51)、農民組合は小作農の組合であって、自作農が組合員となることは想定していない。彼の意見では、貧困層こそが産業組合に加入すべきなのであるし、農民組合は、名のとおり、農民の組合すなわち小作農と自作農を組合員とする組合に転換されるべきなのであった。村民をふたつに分けて一方のみを組合員とする「個人主義」が瀰漫するのは、彼によれば、「村の経済組織の大切な長所、すなわち〔村人〕相互の熟知と信頼と数の力」(⑩351)を村人が見失っているからであった。「組合心」(⑩347)の喪失である<sup>(1)</sup>。

農民組合は生産農民を組合員とする組合に再編成するべきだという提起は、組合の目的と密接に関係する。小作農を組合員とする既存の農民組合が小作条件をめぐって地主と交渉することを目的とするのにたいして、小作農と自作農を組合員とする組合は、農業経営者を結集した組合であるから、小作条件だけではなく、もっとひろく経営上の問題全般にわたって協議することができる。たとえば自立経営化のための規模拡大は、その一つである。耕地面積を拡大するには土地所有権の問題が障害となることが多いので、農民組合は「土地の公共管理」(⑩357)を指向し、農民組合が「土地」を「管理」することで自立経営の創出をはかることができると提案していた。農民組合が管理者となって「土地の公共管理」をおこなえば、土地所有権の問題は実質的に骨ぬきにできるという着想である。

自立経営創出のために農民組合が「農場の自立しうる限度」と「適任者」(⑩358)を選定する作業は、同時に、他の組合員に「新種職業」(⑩379)をさがす作業をも伴う。「土地を分合してやや大いなる農場を独立させることにすれば、もちろん若干の家庭はまるで手空きになる」(⑩380)から、「手空き」になった農家にたいしては土地節約的な農業、たとえば「養蚕、養魚、果樹苗木栽培などの、第2第3の土地生産業」(同上)を開発するとか、「村の工場は別に種類を定めて、組織を新たに作る必要があるかと思う」(⑩388)とあるように、離農して工業をおこす可能性を探求していかなければならない。したがって「土地に応じた生産計画」(⑩387)を確立するのも農民組合の目的になってくる。農業・工業の「生産計画」は、地域の実情にそくして、農民自身が立案し実施するのである。

「生産」の「計画」化に着手するならば、あわせて「消費」を「自主」的にも望まれる(⑩383)。一極集中下の経済構造のもとでは商品は大都市で生産され、「中間業者」(⑩380)の手をへて各地の小都市で販売されるが、それらの商品は高価になるだけでなく、不必要なものも多く、過剰消費をうむ。村人が必要な商品だけを適切な価格で購入するようにつとめれば、地域の生産物にたいする需要は大きくなる。そのことはまた、地域の商業が主体性をとりもどし、地域の農工商各産業が活性化することをも意味する。「彼ら〔中以下の都市の商人〕に各自の地方の生産利害をある程度まで代表させることになると、その相互のあいだの連絡と融通が、自然に親密になる望みもある」(⑩384)。地域の「生産」を「計画」化し、「消費」を「自主」的にすることによって、前述の地域主義的な経済圏の創出が可能になる。

地域経済の活性化と自立性の回復をめざす柳田の経済政策論は、このように、農民組合の活

動を起点としている。したがって農民組合を農業経営者の組合に再編成できるかどうか、彼にとって決定的な重要性をもつことになる。「農村の住民はみずから赴いてその事業に参加する力と意志とを今ももっている」(16389)。だとするならば、小作農の組合を農民の組合へと脱皮させるためには、どのような条件が必要になるのであろうか。それを彼は、「組合心」の問題すなわち組合の組織原理の問題に集約していく。人と人との関係を律する倫理問題こそ、農民問題を解決するうえでの最大の課題だというのである。

「闘う組合はどうしても率いらるる組合になりやすい。我々が日本の農民組合のために惜しむことは、かの一旦の精力集注によって、かえっていろいろの組合機会を失わんとし、また将来の農村生活のために、何よりも大切なる組合心の発芽を、二葉で折り曲げるような結果を見んとしていることである」(16352)。農民組合が小作争議に専心していることを批判したあとで、そのことが「何より大切な「組合心」を損なっていると彼は指摘する。「率いらるる組合」と「組合心」とは対立しあう関係にある。組織原理が異なるのである。

「率いらるる組合」は、彼によれば、組合員が指導者と被指導者に分裂していることを意味する。古代中国での合従連衡の故事をふまえ、彼はこのような組織原理を「合従」とよんでいた。同義語に「古風な指導者の独裁」(16354)や「古風なる雷同主義」(16348)などがあり、「指導者」が「独裁」的な指導力を持ち、被指導者たちが「雷同主義」でそれにしがうのが「合従」式の農民組合である。「闘う組合」に多いと彼はいう。「古風」という表現が示すように、時代にそぐわないと考えている。

これに対して「組合心」にのっとった組合のもつ組織原理が「連衡」で、「村の経済組織のたいせつな長所、すなわち相互の熟知と信頼と数の力」にのっとった「平等主義の組合」(16348)を意味する。「農村固有の力」(16350)あるいは「国民が久遠の歳月にわたって、村で互いに助けて辛うじて生きてきた事実」(16354)とも言いかえていて、「久遠の歳月」とあるように、歴史を貫通して日本社会に存在してきたという意味で、日本に「固有」なものとしている。また「村で互いに助けて辛うじて生きてきた」とも記しているので、村人は自助主義と協同主義で結びつきあっている。彼の希求する農民組合は、「連衡」を組織原理とし、経済的弱者である自作農と小作農が平等な立場で団結することによって、地域での生産と消費を自分たちで計画し運営するのであった。

とはいうものの、彼によれば、既述のとおり、日本「固有」の組織原理である「連衡」を村人は十分には自覚していなかった。同書第8章の章名にある「指導せられざる組合心」がそれで、農民はそのような「組合心」を育てる「指導」を受けてこなかったからである。その原因を彼は学校教育にもとめている。「今日の〔学校〕教育は〔中略〕村におこなわれた農民自身の教養を制限して、以前これに参加していた郷党の父老をして、まったくその貴重なる協力から手を引かしめ、たんに官府の教科書をもって、農民のかならず憫れまるべきことを教えんとした」(16373)。「官府の教科書」をもちいる明治以降の学校教育は、「郷党の父老」が「協力」してつくりあげてきた「農民自身の教養」を「制限」する方向で教育してきており、そのため

に「自主能力の成長」(⑩260)がはばまれてきたと彼はいう。

だとするならば、「組合心」の問題は学校教育の問題となる。「読書算筆の習得」と「郷党のための教育」とを対立的に把握する彼は、「官府の教科書」を使用して「読書算筆の習得」をおこなう既存の「統一教育」に代えて、「農民自身の教養」にもとづいた「郷党のための教育」を学校教育で確立し、「自治訓練」を修得させるようによびかける。

新国家の統一教育は高く唱えられ、もっぱら読書算筆の習得によって、従前役人となり町民となるに適した生活準備を、あらゆる農村の童児にも付与しようとした。〔中略、そのために〕永い年代の実習をつんだ自治訓練、うまくいけば都市へもその恩沢を頒ちえた耳の学問が、その無筆謙遜なる老教師の引退によって、突如として伝統の糸をたってしまった。〔中略〕苦き経験には相違ないが、最近数年間の紛乱と動揺とのごときは、いわばこの教育上の欠陥を補填すべき有益なる新種の練習であった。将来の農村人は新たに郷党のための教育を確立して、この失われたる経済自治の回復をはからなければならぬ。(⑩375)

こうして、「失われたる経済自治」の「回復」をはかるといふ経済政策上の課題は、「郷党のための教育」を「確立」といふ教育政策上の課題を要請する。学校教育に内在する「教育上の欠陥」は「永い年代の実習をつんだ自治訓練」を無視した点に存したのであるから、教育政策の目的は、「自治訓練」の回復というすぐれて倫理政策上の問題に集約される。その「自治訓練」は、彼によれば、「無筆謙遜なる老教師」が「耳の学問」として伝達してきたものであった。1908(明治41)年の宮崎県椎葉村探訪以来彼のすすめてきた「郷土研究」こそが、「郷党のための教育」に必要な「教養」を提供する。

以上の主張をもつ『都市と農村』は、同書全体が彼の政策論を開陳した著作であり、その政策論は、地域的な経済圏を構築しようとする地域主義的な経済政策論と、日本「固有」の「組合心」を復活しようとする倫理=教育政策論によって構成されている。政策主体は農民組合であるから、組合員たるべき農民自身がなによりもまず「組合心」を有していなければならない。地域づくりには人づくりが先行する。その「組合心」は日本に「固有」のものであるので、農民は自己に内在するはずの「組合心」を再認識するだけでよいのであった。

- (1) 行論の必要から本稿では農民組合の内部に問題を限定したが、農民組合間の関係についても、彼はきびしく批判的であった。既存の農民組合が中央団体の指導や応援を受けて争議する傾向にある点には否定的で、地域の農業事情は地域ごとに区々であるから、生産と消費を計画的におこなおうとするのであれば、それぞれの農民組合は強い自立性をもっていなければならないと考えていた。
- (2) 産業組合にも関説はしているけれども、扱いは小さく、『都市と農村』はもっぱら農民組合論が主流を占めている。加瀬和俊が指摘するように、政府は1920年代には強力な産業組合成策を実施し、下層の農民も組合に加入するようになっていた(斎藤仁編『日本資本主義の展開と産業組合』



日本経済評論社，1979年，63頁）。『都市と農村』での扱いが小さいのは、「組合主義」の彼にとって、行政色のこい産業組合よりも、農民の自発性が強い農民組合の方に期待をもったからであった。

#### 第4節 おわりに——『都市と農村』の経済思想史的意義

『都市と農村』の政策論は、天艸の指摘するように、同一の論点を1900年代の著作に多く見いだすことができる。同書の要点を農業経営における自立経営主義と経済構造における地域主義の2点にもとめるならば、別稿であきらかにしたとおり、自立経営主義は『農政学』で、地域主義は『農業政策』（1910年）ですでに提出されている。したがって、氏の提起する連続説には強い説得力があると考えなければならない<sup>(1)</sup>。しかし私見では、それだけではなく、根幹にかかわる部分で柳田国男の思想は確実に深化している。

もちろん、『都市と農村』と『農政学』のあいだには四半世紀の歳月が横たわっているから、その間に表面上の相違が多々みられるのは当然である。たとえば『農政学』が産業組合を、『都市と農村』が農民組合を政策主体にするという違いは存するが、彼の主眼は「組合主義」にあるのであるから、決定的な変化と評しうるほどのものではない。また「大農」から「小農」へという農業経営の変遷にしても、彼が本格的な研究課題にしたのは『日本農民史』の数年前からだが、主要な論点は、『時代と農政』所収の論文「小作料米納の慣行」（1907年）にも素描的な記述を見いだすことができる。

これにたいして、めだたない相違ではあるけども、思想の根幹にかかわると考えられるのは、教育政策についての考え方である。『農政学』でも『都市と農村』でも教育の役割を語り、教育政策の重要性を力説する点では共通するが、後者の教育政策論は前者のものを深めた立論となっている。

『農政学』は、第5章に「労力改良による生産増殖策ことに農業教育」と題する教育政策論をおいている。全6章のうち1章をあてており、同書が教育を重視していることは、この構成が端的に示している。その教育政策の政策目標は、「労力改良」という点にあった。「小農の力耕を事とする者にありては、たんに周囲の趣向と祖先以来の因習に動かされて、なかば本能的にその手足を労するのみ」(257)という現実では市場経済化した農業に対応しがたいと指摘し、農学を農民に教育して「労力の品質的増進」(258)をはかるべきだと説くのである。市場経済に即した労働力への転換、労働力の質的向上を目的とする経済教育である<sup>(2)</sup>。その教育機関として彼は、各種の学校や各種の講習会だけではなく、とりわけ農会や産業組合のもつ教育機関的役割に強い関心をはらっていた。『都市と農村』が重要視する「協同相助」の問題は、『農政学』では、村人が産業組合に結集するためには村人の「自助的合組」が必要であると末尾で簡単に言及するにとどまっている。教育政策の基調は経済教育の方にある。

これに対して『都市と農村』での教育政策論は、これまで検討してきたとおり、組合の組織原理を村民が自己認識するべきであるという倫理教育に重きをおいていた。同書にいう「連衡」

は自助主義と協同主義によって構成されており、『農政学』にいう「自助的合組」と同一であるが、村人が「連衡」の倫理を修得するのであれば、農民組合を本来の趣旨にそって運営することができ、組合活動を介した「労力の品質的増進」によって、自立経営——それは市場経済のうえに存立する——を実現できるはずだからである。『農政学』の経済教育論と『都市と農村』の倫理教育論は、対立しあうのではなく、相補の関係、重畳の関係にある。『都市と農村』での教育政策論は、『農政学』で十分に追求してこなかった倫理教育の問題を深く究明しようとしたところに成立しており、比喩的に表現すれば、前者は畳の下、後者は畳の上に位置している。

教育政策の面で『都市と農村』が『農政学』を深化させた著作であると規定できるならば、『都市と農村』の経済思想史的意義は、おのずから、『農政学』のそれを深めた点に存在する。『都市と農村』は、「政府がいかなる方法・数・形式を問わず、自作農さえ作ればよいと信ずるの誤りなるごとく、組合がいつでも地主さえいじめておれば、それで成功するかと思うものも自惚れの行き止まりである」(⑩345)とあるとおり、自立経営主義をとることで、政府の推進する自作農化政策と、農民組合のかかげる小作料減額要求の双方を批判していた。『農政学』でも政府の政策と現実の産業組合への両面批判を展開していたが、政策主体たるべき農民が主体性を確立するための方向性は明示的には提出できないでいた。それを『都市と農村』は、政府の自作農化政策と、農民組合の闘争方針の両者を批判しつつ、「組合主義」の原点である自助主義と協同主義の確立をもとめて、教育政策にその突破口を見いだしたのである。

整理すれば、昭和初年の柳田は、地主と小作との対立、都市と農村との対立を眼前にして、「国民総体の幸福」を実現すべく、農民がもつ日本「固有」の（と彼の考えた）倫理すなわち「協同相助」の倫理を再評価することで、農民組合を拠点にした地域主義的な経済改革をおこない、日本経済の構造を根本的に変革しようとした。『都市と農村』の経済思想史的意義は、この点に求めることができる。

(1) 『農政学』と『都市と農村』との連続性は、他の論点でも指摘できる。1, 2の例をあげると、『都市と農村』では地主の土地所有を税制によって無意味化しようとする租税政策をかかげていたが、『農政学』ではさほど主要な論点とはしていない。しかし、「耕地の所有権はなるべく農業者の手に属せしむるの計を立つべし。その方法としては地方団体の介助によりていわゆる地代買取法をおこなうがごとく、または累進登録税累進地租の他の手段をもって土地の兼併を防止するがごとく、けっして2, 3には止まらざるべく、而してある程度までこの目的を実行するためには、必ずしも私有制度を変革するを要とせざるなり」(⑧233)とあって、『農政学』にあっても、租税政策を活用すれば明治憲法の枠内でも寄生地主制を実質的に廃絶できるとの見解を提出している。

さらに小作農の耕作権の強化をねらう小作法——1920年設置の小作制度調査会で提案されたが、反対がつよく、成案にはいたらなかった——にしても、柳田はいちはやく『農政学』の時点でその必要性を訴えており、「大いなる地主と小き買主、借主との契約関係は、法律上はどこまでも、

対等なれども、経済上の実務においては強弱あり。〔中略〕ゆえに適当なる小作条例の制定は、これにもなう土地所有者の権利の制限を忍びても、なお資本に窮乏せざる小作人を作るがために必要なるものと認めらる」(28256)という文章を残している。『都市と農村』では論点が少し移動していて、耕作権を確立してもその権利が売買できるのでは無意味であるとの立場から、前述の租税政策を実施する方がむしろ先決であると考えている。

- (2) くわしくは福井直秀の論文「初期柳田国男の農業教育論」『京都外国語大学 コスミカ』第22号、1993年3月、を参照されたい。当時の彼の教育論が知育中心であることを氏は強調している。